# Information

## 山脈は20~30代、子育て世代も活躍できる職場です!パート職員、募集中!

仕事内容、給与、待遇など募集に関する詳細は、法人事務局までお問合せ下さい。

1. みやま工房(就労継続支援B型) 枝豆、長ねぎ、玉ねぎ、さつまいもなどの野菜作りが中心!

【募 集】職業指導員

【仕事】利用者への農作業の指導、利用者の支援記録などの事務業務など

【勤務】8時から17時の内の6時間から8時間(昼休憩1時間)

【休 日】土日祝日 但し、月2回程度土曜出勤あり

2. みやま工房(就労継続支援B型) 事務経験者歓迎!

【募 集】一般事務員(経理·総務全般)

【仕事】経理、労務、庶務など総務業務全般

【勤務】8時から17時の内の6時間から8時間(昼休憩1時間)

【休 日】土日祝日

3. ハーモニーやまなみ (グループホーム) 中抜け勤務で効率よく働けます!

【募 集】世話人

【仕事】朝食・夕食の食事提供、衛生管理、体調管理・金銭管理、相談支援、記録等

【勤務】朝7時から10時、夕15時から19時 計7時間 ※中抜けあり

勤務日数は月15日程度(ローテーション勤務)

※訂正のお願いです。 6月に発効した山脈ニュースの発行月と通し№が間違っていました。正しくは下記です。

(誤) 2024.5 No. 250  $\rightarrow$  (正) 2024.6 No. 251

# 令和6年度賛助会員募集中!

「山脈」の設立趣旨に賛同し、私達の活動を応援してくれる方を募集します。一口 2,000 円で何口でもかまいません。昨年に引続き、皆様の温かいご理解とご支援を宜しくお願い致します。

賛助会員 年会費 2,000円(一口)

# 山脈ニュースをお届けします

賛助会員になられた方には、毎月、当法人の活動の内容をお伝えする「山脈ニュース」をお届けします。

発行 特定非営利活動法人 山 脈 理事長 笹澤 賢一

住 所:7370-3604 群馬県北群馬郡吉岡町大字南下983-2

電 話:0279-54-2947 FAX:0279-54-9171

E-mail: rep@npo-yamanami.jp

URL : <a href="http://www.npo-yamanami.jp/">http://www.npo-yamanami.jp/</a>

運 営 就労継続支援B型事業所「みやま工房」

就労継続支援B型事業所「麦のゆめ」

就労継続支援B型事業所「キッチンハウスみやま」

グループホーム「ハーモニーやまなみ」1号・2号・3号・5号・6号

(文責:笹澤賢一)

# NPO 法人 山脈ニュース 2024.7 No.252

## きょうされん第47回全国総会・国会請願行動に参加してきました!

5月29日(水)~30日(木)、東京で開催されたきょうされん第47回全国総会、国会請願行動にみやま工房から利用者の中嶋健斗さん、介助者として職員の小野聡司さんが参加してきました。

中嶋健斗さんは、昨年も群馬支部の代表となって、代議員として参加して頂き、大きな自信を得ました。今回も、分科会の中で発言するなど堂々と参加してきました。中嶋健斗さんに感想を書いてもらいましたのでご紹介します。

私は、令和6年5月29日、30日の二日間、「きょうされん群馬支部」を代表(代議員)として東京に行ってきました。

優生思想というものは、ときには障害を持つ人の命をうばってしまうこともあるので、ぜったいに許されません。 相模原障害者殺傷事件がその例です。

群馬の国会議員さんたちにお手紙をわたすことは、少したいへんでしたが、がんばりました。「誠にありがとうございます。」と私は何度も言いました。

エレベーターの中では私は、できるだけほかの人の邪魔にならないように気をつけました。

この世界から、優生思想がぜったいになくなってほしいと、私は思います。障害を持つ人にとっては、優生思想は戦争のようにとても恐ろしいものにちがいありません。障害を持つ人も、みんな一生懸命生きているのですから。 (みやま工房 利用者 中嶋健斗)







### 星の会かわら版No.9

# 「僕ら障碍者から、世間の人たちへ」

例えば、事件が起きたとき「犯人は統合失調症者ではないか?」という報道が、よくテレビで報道される。 そういうところから、精神疾患者やマイノリティーに対する理解を変えていく必要がある。誰しも精神疾患に なる可能性がある身近な病気であることを知ってもらいたい。

閉鎖病棟の中にマスコミを入れてもらいたい。報道して世間の人たちに知ってもらいたい。

おそらく、大方の精神疾患者はおとなしく暮らしている。犯罪行為するのは、ごくわずか。健常者よりも確率は低いだろう。

世間の人は障碍者を知らなすぎる。その証拠に、グループホームの建設を反対する自治体もある。 決して、障碍者は危険な人たちではないということ。偏見がそのような差別に結びついているので、 そのような誤解を解いて欲しい。

マイノリティー社会活動チーム 星の会

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

3年に一度となる大きな報酬改定を迎え、障害福祉分野では減収による運営危機や年度末になってもその内容が不明瞭なため大きな混乱が生じ、今なお続いている状況です。今月号では山脈の事務局長と一緒に今回の報酬改定による山脈の障害福祉サービス事業への影響を考えてみました。

### 【就労継続支援B型】

#### (1) 工賃ランクによる基本報酬について

今回、平均工賃月額が利用者の延べ人数ではなく、利用者の平均利用によって算定する方式に見直されました。その結果、障害が重く通所率の低い利用者や低工賃の利用者を多く抱えている事業所の工賃ランクが適正に見直されました。自立支援法(現総合支援法)の施行以来、平均工賃月額の算出方式については、就労継続支援 B 型の現場の実態に合わせた改善をして欲しいという声があがっていたが、やっとその声が届いたと言えます。

3年前の報酬改定では、工賃ランクを対象としない障害者の日中の居場所的な「利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する報酬体系」が就労継続支援 B 型の新たなサービスとして創出されました。しかし、基本報酬は工賃ランクの最低単価を更に下回る単価であったため、運営の難しさが想定されるため、新たなサービスに取り組む事業所は少なかったと思います。そうしたことから、今回の報酬改定では、国が就労継続支援 B 型については、重い障害のある利用者が多く通っている実情を認めた形とも言えるではないでしょうか。

## (2) 目標工賃達成指導員配置加算について

今回の報酬改定では、成果主義が更に進み、平均工賃月額が高くなるほど単価の改善額が高くなりました。しかし、 その反面、平均工賃月額の向上に資するために目標工賃達成指導員の配置により請求できた目標工賃達成指導員配置 加算が半分(80単位→40単位)に減額されました。正に国の言う「メリハリ」という言葉の通りでした。

これは、1日の平均利用者を20人として場合、一か月に400円×20人×20日=160,000円の減収、年間すると1,920,000円もの減収となります。

## (3) 目標工賃達成加算について

今回の報酬改定では目標工賃達成加算(10単位)が新たに創設されました。工賃向上計画書に基づき、工賃が実際に向上した場合、加算を受けられます。この加算については、前年度の計画書の策定時、実情に合わせ、現実的な工賃目標を設定していないと達成できない場合あります。昨年度まで工賃向上計画書の内容まで、行政の指導をうけることはなかったので、事務的に取り組む事業所が多かったのではと思いますが、希望的な目標工賃を設定していた場合、目標達成できず加算を今年度は申請できなかったケースもあったのではないかと思われます。

また、工賃向上計画書には、前年度の全国の平均工賃月額の入力項目があり、その額も目標工賃達成加算に影響します。前出の通り、今年度から平均工賃月額の算定方式の変更により、来年度は全国の平均工賃月額が大幅に上がることが想定されます。これらの要因により目標工賃を達成するハードルがあがっていることも勘案しながら、今年度の工賃向上計画書を策定し、その上で工賃の実績も上げないとこの目標工賃達成加算を請求することができないケースも出てくると思われます。

### 【共同生活援助:グループホーム】

### (1) 基本報酬の減収について

これまで、共同生活援助の基本報酬は世話人の配置を手厚くするほど単価が高くなるように設定されており、入居者に対する世話人の配置(利用者:世話人)について報酬の高い順から4:1、5:1、6:103段階に分けられていました。

しかし、今回の報酬改定では選択肢が6:1のみとなり、4:1、5:1の世話人の配置で運営していた事業所は大きく減収となってしまう結果となりました。全体的にも報酬単価は微減の傾向にあります。

## (2)人員配置体制加算について

今回の報酬改定では、基本報酬の減収を補う形で人員配置体制加算が新たに創設されました。しかし、人員配置体制加算を申請するには、基本の世話人の配置の他に、更に生活支援員及び世話人を30:1、或いは12:1をしなければならず、その為には職員を増やさなければならないので、実際には人と予算の確保が難しいと思います。

### 【生活介護】

生活介護については、山脈ではサービスの提供を行っていないが、今回の報酬改定の影響を大きく受けたので説明しておきます。

今回の報酬改定では基本報酬が日払いから時間払いとなり障害福祉サービス事業者に衝撃を与えました。具体的には、3時間未満から1時間ごとに区分され、8時間以上9時間未満までの7つの区分に基本報酬が分けられました。また、送迎の時間は含まれないため生活介護の実施事業者は大きな減収になると予想されます。

障害の特性により半日や短時間の利用者を多く抱える現場では正に大打撃を受けると思います。また、利用時間の管理や請求業務などの事務量の増加も懸念されます。

高齢者福祉など介護業界では既にデイサービス等を始め、時間払いの報酬は導入さているが、国は介護保険との統合を進めようとする中、ついに障害福祉も時間払いの報酬制度に舵を切ったと思われました。

今後、時間払いの報酬制度が広がっていくと心身の状態が安定しない精神障害のある利用者等が多い就労継続支援 B 型等、多くの日中活動系の障害福祉サービス事業所にとって死活問題になることが想像されます。

### 【行政の対応】

今回の報酬改定では、新年度の直前になっても申請様式が揃わず、県の担当者に問い合わせても、「国に確認します」という回答ばかりで、県の担当者も報酬改定の詳細がわかっていない様子でした。

新しい報酬や加算に関する申請の期日は示されているものの、就労継続支援 B 型の平均工賃月額の新しい算定方式の 様式が間に合わず、自力で概算値を計算するなど、申請方法やその計算方法もわからない状態でした。

障害福祉サービス事業所を運営する法人からは、報酬改定の内容の詳細もわからない中、新年度の予算見込が立たず 苦慮しているとの声も聞かれました。

現在も、報酬や加算の申請様式については、県のホームページを見ても必要な書類が探しにくい上、どの書類を提出 するのか非常にわかりづらい状況が今も続いています。

5月になり、新年度の4月分の国保連合会に対する請求業務を行ったが多数の警告やエラーが出ました。その原因の 多くは県と市町村との台帳のやりとりが出来ていないなど、行政側にあるものが多く、未だに報酬請求システムがうま く稼働していないのを目の当たりにしました。

また、今回、報酬改定に伴い県に提出した報酬や加算の申請書類の審査は5月以降に行うことになったおり、申請内容の不備等が今後、判明する場合もあり、その際には過誤申請等の事務処理にも苦慮することが予想されます。

# 【障害福祉予算とインフレ】

今回の報酬改定にあたり、国は障害福祉に関わる予算を1.5%増やしたと掲示しているがこれには大きな疑問が残ります。実際には増収になった事業所もあるかもしれないが、減収となった事業所も多くあったのではないかと思います。本当に障害福祉全体が増収となったのでしょうか。

そもそも世界ではインフレがおこっており、日本でも2023年にはインフレ率は3.27%となっています。果たして、1.5%の予算増で利用者や職員の暮らしは良くなるのでしょうか。大企業をはじめ一般企業の賃上げが話題になりましたが、1.5%の予算増で職員の所得は追いつくのでしょうか。煩雑な事務負担をしてまでして申請した処遇改善加算で職員の給料はいかほどあがったのでしょうか。新しく職員を雇う余裕は生まれたのでしょうか。

## 【最後に・・・】

今回の報酬改定では、虐待防止委員会の設置、感染症対策委員会の設置、BCP の整備と言った制度が義務化されました。結果的に、事業所の事務負担も増加し、それを怠れば減算されます。障害福祉の現場はますます窮地に追い込まれています。

連日の政治の裏金問題や軍事的な予算拡充などの報道をみていると、福祉は置き去りになっていないだろうかと今回 の報酬改定にも大きな疑問が残ります。

特定非営利活動法人山脈 事務局長 渡邉裕治